

子ども医療費助成制度とは

三豊市健康課

☎73-3014



この制度は、お子さんの医療費の一部をその保護者に助成することにより、お子さんの病気やケガの治療を促進し、もってお子さんの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的としています。

◆ 対象のお子さんは・・・

三豊市に住所があり、医療保険に加入している、出生（転入）の日から18歳（年度末）までのお子さんです。

助成対象となる方は、健康課、または各支所で資格申請の手続きをして、**[㊦ 子ども医療費受給資格者証]**の発行を受けてください。

◆ 資格申請の仕方は・・・

- ① 子ども医療費受給資格登録申請書の記入（申請書は健康課・各支所にあります。）
- ② お子さんの健康保険証（コピーをとらせていただきます。）
- ③ 医療費の振込先口座の指定（保護者名義）

◆ 医療費申請の仕方は・・・

- ① 香川県内の医療機関・調剤薬局、三豊市・観音寺市内の接骨院等にかかった場合・・・



医療機関等で受診

- ・窓口で保険証と**㊦受給資格者証**を提示して受診してください。
- ・保険診療にかかる自己負担は無料になります。
- ・保険証、受給資格者証の提示がなければ、医療費を請求される場合があります。

- ② 香川県外の医療機関・調剤薬局、三豊市・観音寺市外の接骨院等にかかった場合・・・
受給資格者証の提示ができず、自己負担額の支払をした場合・・・



医療機関等で受診

一旦、自己負担額を支払います。

医療費支給申請書の記入・押印・医療機関で医療費の証明を受ける

三豊市健康課
または支所へ
支給申請書提出

三豊市健康課
で内容審査

受給者の口座へ
月末振込

毎月15日までに提出（土日の場合は前日まで）。
それ以後は翌月分扱いになります。

※医療費支給申請書は三豊市健康課・各支所の窓口、または三豊市ホームページにあります。

※医療費支給申請書は受診の翌月以降、医療機関の窓口へ提出し、医療費の証明を受けてください。

※県外の医療機関を受診した場合のみ、領収書の原本を添付して、証明に代えることができます。

◆ 戻ってくる金額は・・・

医療機関等で証明してもらった保険診療分の自己負担額が戻ります。
(ただし、入院時の食事代は除きます)。

◆ 入院等で医療費が高額療養費に該当したら・・・

保険者から限度額適用認定証の交付を受けて、診療を受けてください。限度額適用認定証の交付を受けずに受診をした場合は、その後加入している保険者で高額療養費の申請手続きを行い、高額療養費の額が確定した後、子ども医療費の支払いをするようになります。その際、各保険者から送付される高額療養費支給決定通知書(写)が必要となりますので、三豊市健康課または最寄りの支所までご提出ください。

◆ 次のような場合には必ず届出をお願いします。

- ・ 受給資格者証に記載されている事項に変更があったとき(加入保険変更、転居、氏変更等)
- ・ 受給資格者証を紛失、破損したとき(再交付の申請をしてください)。
- ・ 医療費の助成を受ける資格を喪失したとき(三豊市から転出したとき等)。

◆ 受給期間が終了したときは、受給資格者証を速やかに返還してください。

◆ 受給資格者証の記載内容

(表)

(裏)

㊦ 子ども医療費受給資格者証									
公費負担者番号	8	0	3	7	0	0	8	3	
受給者番号	1	2	3	4	5	6	7		
受給資格者	氏名	三豊 太郎							
	住所	三豊市高瀬町下勝間〇〇番地							
対象の子ども	氏名	三豊 花子							
	生年月日	平成 28 年 7 月 6 日							
	住所	三豊市高瀬町下勝間〇〇番地							
加入保険	保険者等の名称	00370080 三豊市							
	被保険者証記号番号	香川47-0012345							
受給期間	平成28年7月6日～令和17年3月31日								
上記の者は、三豊市子ども医療費助成に関する条例により医療費の一部を三豊市が助成する者であることを証明する。									
香川県三豊市長 印									

注 意 事 項	
1	この受給資格者証は、三豊市子ども医療費助成に関する条例により医療費の一部の助成を受けることができる証ですので大切に保管してください。
2	診療等を受けるときは、被保険者証(組合員証)と一緒に医療機関等の窓口へ提示してください。
3	次のことが生じたときには、必ず市へ届けてください。 (1) この証に記載してある事項に変更があったとき。 (2) この証を紛失又は、破損したとき。 (3) 医療費の助成を受ける資格を失ったとき。(例えば、市から転出したとき、生活保護を受けるようになったとき等。)
4	自立支援(育成)医療、養育医療、小児慢性特定疾病対策事業などの国の公費医療制度が適用される場合は、それらの公費医療が優先適用されます。
5	この証は、第三者の行為(交通事故等)により生じた傷病、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく災害共済給付の対象となる災害(学校等での事故)などには使用できません。
6	受給期間が終了したときは、速やかに返還してください。
◎お問い合わせ先	
三豊市健康福祉部健康課 電話 0875-73-3014	